



# 三重県公報

令和4年6月21日 (火)

第 321 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
364	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
365	三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示	(健康推進課)	2
366	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	8
367	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	8
368	同件	(同)	9
369	同件	(同)	10
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	11
<b>特定調達公告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(文化振興課)	11

**告 示**

**三重県告示第 364 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470102647	訪問介護事業所 華々ライフケア	三重県桑名市播磨 2505-2 大和ビル 1F1号	株式会社華々ライフ ケア	令和 4 年 5 月 15 日	訪問介護

**三重県告示第 365 号**

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示

三重県歯科技工士法施行細則（昭和三十二年三重県告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第 21 条第 1 項の規定により、歯科技工所の開設について、次のとおり届け出ます。

開設年月日	年 月 日	
ふりがな 名称		
開設の場所	〒 電話（ ）	
管理者の住所 及び氏名	〒	
業務に従事する者		
氏名	資格	リモートワークを実施する場合のみ記入
		連絡先及び実施場所の住所
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
	歯科医師 歯科技工士	電話（ ） 〒
構造設備の概要及び平面図		別添のとおり

備考

- 1 管理者及び業務に従事する者については、歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付すること。
- 2 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 3 構造設備の概要及び平面図を添付すること。

保健所受付印

--

(規格 A 4)

第 2 号様式（第 2 条関係）

歯 科 技 工 所 内 容 変 更 届

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第 21 条第 1 項の規定により、歯科技工所の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 名称	
開設の場所	〒 電話（ ）
変更事項及びその理由	
変更事項	
変更前の内容	
変更後の内容	
変更年月日	年 月 日

備考

- 1 管理者又は業務に従事する者を変更した場合は、歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付すること。
- 2 業務に従事する者で、新たにリモートワークを実施する場合は、連絡先及び実施場所の住所等を記入すること。
- 3 構造設備を変更した場合は、平面図を添付すること。

保健所受付印

（規格 A 4）

第3号様式（第3条関係）

歯 科 技 工 所 （ 廃 止 ・ 休 止 ） 届

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第2項の規定により、歯科技工所の（廃止・休止）について、次のとおり届け出ます。

ふ り が な 名 称	
開設の場所	〒 電話（    ）
（廃止・休止）年月日	年           月           日
（廃止・休止）理由	

備考

- 1 該当する不動文字を○で囲むこと。

保健所受付印

（規格A4）

第4号様式(第3条関係)

歯 科 技 工 所 再 開 届

年 月 日

三重県知事 宛て

開設者(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
住所

氏名

電話

歯科技工士法第21条第2項の規定により、歯科技工所の再開について、次のとおり届け出ます。

ふりがな 名称	
開設の場所	〒 電話( )
休止年月日	年 月 日
再開年月日	年 月 日

保健所受付印

(規格A4)

第 5 号様式（第 4 条関係）

歯 科 技 工 所 開 設 者 （ 死 亡 ・ 失 踪 宣 告 ） 届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

（続柄 ）

電話

歯科技工所開設者が（死亡した・失踪宣告を受けた）ので、次のとおり届け出ます。

開設者の住所 及び氏名	〒
ふりがな 名称	
開設の場所	〒 電話（ ）
（死亡・失踪宣告） 年月日	年 月 日

備考

- 1 戸籍法の規定による届出義務者による届出であること。
- 2 死亡の届出は、診断書又は検案書の写しを添付すること。
- 3 該当する不動文字を○で囲むこと。

保健所受付印

（規格A4）

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の歯科技工士法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書は、改正後の歯科技工士法施行細則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この告示の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用するにふさわしい。

---

**三重県告示第 366 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 367 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド津店  
津市大字藤方字南八木田 1060 番 1 ほか
- 2 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)



名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	三嶋 恒夫
(変更後)		
名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	上野 善紀

- 3 変更年月日  
令和4年4月1日
- 4 変更理由  
会社分割に伴う小売業者の変更の為  
役員改選のため
- 5 届出の日  
令和4年5月30日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年6月21日から同年10月21日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 368 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド松阪店  
松阪市鎌田町字西沖、松阪市久保田町字南沖
- 2 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	三嶋 恒夫
(変更後)		
名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	上野 善紀

- 3 変更年月日  
令和4年4月1日
- 4 変更理由  
会社分割に伴う小売業者の変更のため  
役員改選のため
- 5 届出の日  
令和4年5月30日
- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年6月21日から同年10月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 369 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店  
鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 61 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社カーマ	愛知県刈谷市日高町三丁目 411 番地	豊田 芳行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	三嶋 恒夫

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号	石黒 靖規
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	上野 善紀

3 変更年月日

令和4年4月1日

4 変更理由

小売業者の変更があったため  
役員改選があったため

5 届出の日

令和4年5月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年6月21日から同年10月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

<b>公 告</b>
------------

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 5 月 25 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
四日市市采女町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 6 月 9 日	伊勢市小俣町明野 372-1 ほか 11 筆	伊勢市御薊町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬 古 長 司

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 4 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 案件名  
令和 4 年度環生第 5 号 三重県総合文化センター空調熱源自動制御機器修繕
  - (2) 内容  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から令和 5 年 1 月 31 日（火）までとします。
  - (4) 履行場所  
三重県総合文化センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年7月15日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

### 5 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県広明町13番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 岩津  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

#### (2) 契約条項を示す場所

〒515-8570 三重県津市広明13番地  
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 太田  
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

#### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

#### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年8月1日（月）まで調達システムにより提供します。

#### (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年7月22日（金）までに通知します。

#### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年8月1日（月）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年8月1日（月）14時30分

なお、入札書は令和4年7月25日（月）から同年8月1日（月）14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部文化振興課拠点連携班

案件名 三重県総合文化センター空調熱源自動制御機器修繕

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年8月1日(月)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Air conditioning heat source automatic control equipment at Mie Center for Arts
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 14:30 P.M. on Monday, August 1, 2022.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 25, 2022 and 14:30 P.M. on Monday, August 1, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 14:35 P.M. on Monday, August 1, 2022.
- (4) Managing Authority :  
Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2233

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---